

○タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和62年2月20日 62農蚕第842号 農蚕園芸局長通達）

新	旧
植物防疫法施行規則別表1の2の項のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 } 4 } (略) 5 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア ナンカンワン種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設の設定温度を47.5度とし、飽和蒸気により生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が46.5度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと又は蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後、その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。 イ ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後、その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。	植物防疫法施行規則別表1の2の項のタイ王国産ナンカンワン種（別称、アイボリー種）のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、昭和62年2月20日農林水産省告示第187号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 } 4 } (略) 5 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。 蒸熱処理施設の設定温度を47.5度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が飽和蒸気により46.5度に達した後、その温度以上で10分間保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認すること。

新旧対照表

新	旧
(2) 輸出検査の確認 ア } (略) ウ } エ (本文略) Phytosanitary Certificate Label For MANGO Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfestation _____ Certified by _____ (Thai inspector) Certified by _____ (Japanese inspector) (以下省略)	(2) 輸出検査の確認 ア } (略) ウ } エ (本文略) Phytosanitary Certificate Label For <u>NANG KLARNGWUN</u> MANGO Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfestation _____ Certified by _____ (Thai inspector) Certified by _____ (Japanese inspector) (以下省略)